

# SBC 東京医療大学 同窓会

## 第1章 総則

(名称)

### 第1条

本会は、SBC 東京医療大学同窓会（以下「本会」という）と称する。

旧了徳寺大学同窓会（通称：よつば会）のすべての組織・会員資格・資産・名簿は、本会に継承されるものとする。

(事務局)

### 第2条

- 1 本会の事務局は SBC 東京医療大学内に置く。
- 2 事務局の運営に関する必要事項は、役員会の議決により細則として別に定める。

## 第2章 目的および事業

(目的)

### 第3条

本会は、会員相互の親睦を深め、母校の教育・研究・社会貢献に寄与し、あわせて地域・社会の教育文化の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

### 第4条

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 会報、会員名簿、Web サイト、SNS 等による情報発信
- 2 会員相互の交流および親睦事業

- 3 母校および在学生への支援・協力活動
- 4 その他、本会の目的達成に必要と認められる事業

### 第3章 会員

(会員区分)

#### 第5条

本会は、次の会員をもって構成する。

- 1 正会員 母校（旧了徳寺大学を含む）を卒業した者
- 2 準会員 在学生
- 3 特別会員 母校の現旧教職員
- 4 名誉会員 母校または本会に特別の功績があり、役員会の推薦を経て総会の承認を得た者

(届出)

#### 第6条

会員は、氏名・住所・勤務先等に変更があった場合、速やかに本会に届け出るものとする。

### 第4章 代議員

(代議員)

#### 第7条

- 1 本会は、代議員総会における議決権を有する者として代議員を置く。
- 2 代議員は正会員の中から選出する。
- 3 代議員の定数は50名以内とする。
- 4 代議員の任期は2年とし、再任を妨げない

- 5 代議員は、正会員の中から自薦または他薦により候補者を選定し、役員会の承認を経て選出する。

## 第5章 役員

(役員)

### 第8条

本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名（上限3名）
- 3 幹事 若干名（上限7名）
- 4 会計 1名
- 5 監事 1名以上2名以内
- 6 顧問 若干名（議決権を有さない）

(職務)

### 第9条

- 1 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障がある場合はその職務を代行する。
- 3 幹事は、代議員総会および役員会の議決に基づき事業運営を担当する。
- 4 会計は、本会の会計事務および予算案の作成を行う。
- 5 監事は、会務および会計の監査を行う。
- 6 顧問は議決権を有せず、会長の求めに応じ助言を行う。

顧問は、本学の学長とする他、役員会の推薦により会長が委嘱することができる。

(選任および補充)

#### 第10条

- 1 役員は正会員の中から、代議員総会において選任する。
- 2 自薦または他薦により候補者を選定し、出席代議員（オンライン・委任状を含む）の多数決により選任する。
- 3 欠員が生じた場合は、役員会の議決により補充することができる。
- 4 役員の兼任を妨げない。

(任期)

#### 第11条

- 1 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 後任者が選任されるまでの間は、引き続き職務を行うものとする。

### 第6章 会議

(会議の種類)

#### 第12条

本会の会議は、代議員総会および役員会とする。

(代議員総会)

#### 第13条

- 1 代議員総会は本会の最高議決機関とし、年1回開催する。
- 2 代議員総会は、代議員の過半数の出席（オンライン・委任状を含む）をもって成立する。
- 3 議事は、出席代議員（オンライン・委任状を含む）の過半数により決定する。

(書面・電磁的方法による議決)

#### 第 14 条

災害、感染症その他やむを得ない事情により代議員総会の開催が困難な場合は、書面または電磁的方法による議決をもってこれに代えることができる。

(役員会)

#### 第 15 条

- 1 役員会は、本会の運営に関する事項を審議し決定する。
- 2 緊急を要する場合には、役員会の議決をもって代議員総会の議決に代えることができる。ただし、次回代議員総会において報告し、承認を得なければならない。

### 第 7 章 会計

(会費)

#### 第 16 条

- 1 正会員は、入学時に終身会費として 10,000 円を納入する。
- 2 2027 年度以前の入学生は、最終学年次に終身会費 10,000 円を納入することで会費納入を完了とする。
- 3 会員が退学、除籍その他いかなる事由による場合であっても、納入された終身会費は返金しない。

(会計年度)

#### 第 17 条

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(監査)

#### 第 18 条

- 1 本会の会計業務は、毎年1回以上監査を受けなければならない。
- 2 予算および決算報告は、本会のホームページに掲載し、速やかに会員に対して開示しなければならない。

(細則)

#### 第19条

- 1 本規約の施行に必要な事項は、別に定める細則による。
- 2 細則の制定および改廃は、代議員総会の議決による。

### 第8章 個人情報保護

(個人情報の管理)

#### 第20条

- 1 本会は、会員情報を適切に管理し、目的外の使用を禁止する。
- 2 個人情報管理責任者を置き、名簿の管理・更新および安全対策を行う。
- 3 本人の同意なく、第三者に提供してはならない。

### 第9章 規約の改正

#### 第21条

本規約の改正は、役員会の議決を経て、代議員総会（オンライン・書面決議を含む）の承認を得るものとする。

### 第10章 附則

(施行日)

#### 第22条

本規約は、令和8年4月1日より施行する。